

新しい資本主義実現のための公益法人制度改革への提言

2022/11/9

協和監査法人

公認会計士 高山昌茂

骨太方針

「従来の株式会社では、株主利益の追求が大前提である一方、非営利組織においては、事業実施主体として限界があり、資金調達柔軟性が低いことから、大規模な課題解決が難しいとの指摘もある。(中略) 新たな官民連携の形として、このような新たな法制度の必要性の有無について検討することとし、新しい資本主義実現会議に検討の場を設ける。あわせて、民間にとっての利便性向上の観点から、財団・社団等の既存の法人形態の改革も検討する。」

「SDGs 実現を含む社会的課題に取り組む民間の活動に対し、休眠預金の活用を検討する。その際、投融資の在り方等について検討を進め、本年度中に結論を得る。また、民間の寄付やクラウドファンディング等の資金・人材を呼び込む社会的ファイナンスの活用を促進するとともに、上述の新たな法人形態の創設、財団・社団等の既存の法人形態の改革を検討する。」

大命題

・現行の公益法人制度を前提に構築されている税制優遇（法人税・所得税・寄付税制）を維持しつつ、新しい資本主義実現のための公益法人制度改革とはどのようなものなのか？

・そのキーワードは、ラベリングではないか？ → ラベリングを適切に開示する仕組みが必要

課題その 1

公益法人にとって財務 3 基準の内

- 1 収支相償
- 2 遊休財産規制

が、活動の妨げになっていると言われている。

↓

・行政庁としては、特定費用準備資金（4号財産）制度・資産取得資金（3号財産）制度を活用すれば収支相償は十分クリアできると考えていた

↓

・ガイドライン・FAQ・HPなどでアナウンスを行ったが理解が進まず、また運用にも問題があったのではないか？ → ガイドライン等の考え方を法令等に明記する必要があるのではないか

↓

もし仕組みを理解したとしてもハードルは高いのではないかな？

- ・計画立案のために管理部門の負担増
- ・実施のために実施部門のマンパワー不足

今の事業を実施するので精一杯→収支相償をクリアするもっと簡便な方法はないかな？

遊休財産規制 →控除対象財産について理解不足・ハードルの高さ

課題その1の解決策

4号財産を拡大し、外部に余剰資金を預託（預託を特費とする4号財産拡大案）している間、その預託金から生じる**果実**（運用益）などを原資として公益事業を実施する新組織を創設できないかな？

→【課題】低金利下なので、できるだけ資金を集めて果実を獲得する必要がある。

・相当程度の資金を集める必要があることから受入窓口は1つが望ましい（各都道府県+内閣府管轄の公益法人からの余剰資金を集約することは低金利下での運用益を増やすために不可欠と考える）

・預託金の果実のみで不足する場合には、企業等からの寄付等が必要ではないかな…その際には税制優遇が必要（全額損金算入が可能な指定寄付金）ではないかな

課題その2

制約の多い公益法人制度と成長戦略は両立しうるかな、そのための方策は？

・成長戦略が従来認められている公益目的事業・収益等事業を超えた新たな事業である場合には、事前に認定変更申請が必要である。

↓

変更申請前から準備して財源確保ができないかな？ これを認める方策は？→4号財産等の活用ではないかな？

成長戦略としては、公益法人が**成長が見込まれる収益活動を活発に行って**、その剰余（超過収益）を再投資して拡大して行くのが王道ではないかな？

↓

そうすると収益事業会計が拡大し、公益目的事業比率が50%割れになる恐れがある

↓

認定取消事由となり、折角の軌道に乗った成長戦略実施の足かせになる可能性があるがその対策は？

↓

課題その2の解決策

Re・Start 制度が導入できないか？

安心して公益事業を続けながら、規制の少ない一般法人として Re・Start（一般法人としての再チャレンジ）を認めることは、新しい資本主義の考え方と通じるところがあるのではないか？

できれば新公益目的実施計画の中に一定程度、上述の新組織への寄付を義務付けられないか？

以上